

## 公募型東京農林水産魅力発信事業財団実施要領

3 農振財地第642号  
令和4年3月29日

### (目的)

第1 公募型東京農林水産魅力発信事業（以下、「本事業」という。）の実施については、公募型東京農林水産魅力発信事業財団実施要綱（令和4年3月29日付3農振財地第640号）によるほか、本要領に基づき実施する。

### (定義)

第2 この要領における用語は、次に定めるところによる。

1 「民間事業者」とは、以下に定めるものをいう。

(1) 会社

会社法の規定による株式会社（特例有限会社を含む）、合資会社、合同会社、合名会社

(2) 社団法人、財団法人及び特定非営利活動法人

ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

イ 特定非営利活動促進法の規定による特定非営利活動法人

(3) 協同組合等

ア 農業協同組合法の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人

イ 森林組合法の規定による森林組合、森林組合連合会、生産森林組合

ウ 水産業協同組合法の規定による漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

エ 消費生活協同組合法の規定による消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会

オ 中小企業等協同組合法の規定による企業組合、協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合

カ 中小企業団体の組織に関する法律の規定による協業組合、商工組合、商工組合連合会

(4) 上記(1)から(3)のいずれかを代表として構成されるグループ

2 「東京の農林水産業」とは、以下に定めるものをいう。

(1) 東京都内で生産された農産物、畜産物、林産物、水産物

(2) 上記(1)を原料とした加工品

(3) 上記(1)、(2)を生産する産業に関する活動全般

### (事業内容)

第3 本事業の内容は、新たに東京の農林水産業を商品又はサービス素材として開発及び販売し、継続的に東京の農林水産業のPRを行う民間事業者に対する支援事業とする。

### (支援対象)

第4 本事業による支援の対象（以下、「事業実施主体」という。）は、民間事業者のうち、都内での事業実績又は東京の農林水産業を活用した事業実績を有する者とする。

### (基金の造成)

第5 第3の事業を実施するにあたり、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）に公募型農林水産魅力発信基金を造成し、知事は、基金の造成にあたって、財団にその資金を出えんする。

なお、財団は、事業実施にあたり次の手続きを行うものとする。

#### 1 事業実施方法の策定

本事業を実施するにあたって、事業の実施手順を定めた実施要綱及び補助金交付要綱（以下、「要綱等」という）を作成し、様式1により承認申請を行い、知事の承認を受けるものとする。なお、改正する場合も同様とする。

#### 2 事業計画の承認

本事業の開始にあたり、別途契約する公募型東京農林水産魅力発信事業の実施に係る出えん契約書（以下、「出えん契約書」という。）で約するところにより事業計画書を作成し、知事の承認を受けるものとする。

#### 3 報告等

出えん契約書で約するところにより、事業の進捗状況やその実績について、知事に報告するものとする。

#### （事業の実施方法）

第6 財団が実施する第3の事業は、事業実施主体が実施する東京の農林水産業の効果的なPRに資する事業について、新たに事業を開始するために必要な経費の一部を補助する事業とする。

##### 1 補助事業の原資

補助事業に必要な資金は、第5の基金を取り崩して用いるものとする。

##### 2 補助率

事業実施主体に交付する補助金の補助率は、2分の1以内とする。

##### 3 補助金額

事業実施主体に対して行う補助の上限は、1件につき2,000万円とする。

なお、補助の下限は500万円とする。

##### 4 補助対象経費

支援の対象となる補助対象経費は、別表1のとおりとする。

#### （審査会）

第7 財団は、事業実施主体の選定にあたり、審査等を行うため審査会を設置するものとする。審査会につき必要な事項は、別に定める。

#### （事業の継続）

第8 支援をうけた事業実施主体は、本事業の終了後、2年間以上について、本事業により開発した商品又はサービス等の提供を継続するものとする。

#### （東京農林水産魅力発信事業の推進）

第9 知事は、別に定めるところにより、財団が第3の事業を推進する上で必要な事務経費について予算の範囲内において補助するものとする。

#### （その他）

第10 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項については、東京都と協議のうえ決定するものとする。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

別表1（第6の4関係）

## 補助対象経費

経費科目	補助対象経費	補助対象としない経費等
賃 金	商品やサービスの開発、販売に伴い新たに発生する業務に対応するため、業務に直接従事した者に対して支払う実働に応じた対価（補助の上限800万円）	事業実施に直接関係ない業務
報償費	商品やサービスの開発、販売のため、コンサルタント等の専門的な知識・技術及び技能を有した者から指導を受ける場合の謝礼金。 （業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。妥当な根拠として東京都の外部講師謝礼金支払い基準（昭和46年4月1日付東京職研第153号）も参考にすること）	・菓子折や商品券など物品や金券による謝礼 ・仲介業者が関与し、経費内訳が明確でないもの
消耗品費	・単価が10万円未満の以下の物品若しくは耐用年数1年未満の物品 ・商品やサービスの開発及び販売に必要な資材、器具、原材料等 ・PRイベント開催や出展の際に必要な機材、消耗品等	・単価が税込み10万円以上の物品 ・汎用性の高いもの（パソコン、プリンター、携帯電話、コピー機等）
通信運搬費	商品やサービスの開発及び販売に係る資材、原料、試作品、サンプル等の運搬費	電話、FAX、インターネットの通信費（サーバーの管理・運営費も含む）
広告料	・開発した商品やサービスのPR及び販路開拓のため行う新聞、雑誌、WEB等への広告掲載経費 ・パンフレットやチラシ等の製作経費	・クリアホルダー、カレンダー、手帳等のグッズ、記念品等の作成費用
委託料	・自社内で直接実施することができない商品開発の一部を外部の事業者へ依頼する委託料 ・市場調査を行うための委託料 ・商標等の産業財産権の出願を弁理士に委託するときの委託料 ・商品パッケージ、パンフレット、チラシ等のデザイン委託料 ・WEBサイト作成の委託料 ・PRイベントの設営装飾等の委託料	

利用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品やサービスを開発及び販売するために必要な機材、設備等の借上料</li> <li>・産業財産権の出願・導入費用</li> <li>・PRイベントの開催や展示会、商談会への参加のための会場借上料、出展料、機材借上料等</li> <li>・事業実施に必要な会議室の借上料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体の事務所賃借料</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費、備品費（単価が税込10万円以上の物品）、施設整備に要する費用、消費税、印紙税、振込手数料、代引き手数料、キャンセル料</li> </ul>

注1 次の取組は補助対象としない

- (1) 国、東京都、他の地方自治体を実施する同種の補助金の対象となっている取組
- (2) 事業実施主体が自費又は他の補助により実施中の事業を本事業に切り替えるもの
- (3) 公序良俗に反する取組

注2 本事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象としない

- (1) 経常的な取組に係る経費
- (2) 事業実施主体の維持管理経費
- (3) 支払い時にポイントカードを使用したもの
- (4) 支払い時にクレジットカードを使用したもの
- (5) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社へ支払われた経費
- (6) 本表に記載のない経費

様式1（第5関係）

（文書番号）  
年 月 日

東京都知事 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長

公募型農林水産魅力発信事業の実施に係る要綱等の承認申請書

公募型農林水産魅力発信事業の実施にあたって、事業の実施について要綱等を定めたので承認申請します。

添付資料

注：制定又は改正した実施要綱、補助金交付要綱等の名称を記載すること。